

放送事業者の災害対策状況に関する調査の結果概要について

令和7年4月25日

広域大規模災害を想定した放送サービスの
維持・確保方策の充実・強化検討チーム 事務局

放送事業者の災害対策状況に関する調査

1. 背景・目的

放送事業者における現状の災害対策を調査・把握することで、広域大規模災害を想定した放送サービスの維持・確保方策の検討に資することを目的とする。

2. 調査対象

放送種別：地上デジタルテレビジョン放送（128社）、AM放送（48社）、FM補完放送（47社）、FM放送（51社。コミュニティFM放送及び多重放送を除く。）

※ラテ兼営の放送事業者はラジオ及びテレビにそれぞれ1社として計上

施設：演奏所、親局、プラン局^(*)、その他の中継局

^(*) プラン局とは、親局 以外の 基幹放送局 のうち、基幹放送用周波数使用計画 の表に掲げる中継局。テレビについては、下位中継局にプラン局が存在する中継局及び全ての下位中継局の放送区域内全体の世帯数が、同一放送対象地域内にある他のプラン局の放送区域内世帯数の平均以上となる中継局を含む。

3. 調査内容

（１）停電対策、（２）地震対策、（３）浸水対策、（４）回線冗長化

4. 調査期間

2月26日（水）～3月24日（月）

5. 回答総数

放送種別	演奏所	親局	プラン局	その他の中継局
テレビ	180	173	1465	128
AM	104	82	167	37
FM補完	-	47	-	30
FM	105	98	-	51

「その他の中継局」については、局数が膨大であることから、各放送事業者に対してその概況を調査。
また、テレビの「その他の中継局」については、空中線電力を3つに区分して調査。

(1) 停電対策の状況

主な質問項目

- (1-1) **予備電源**（自家用発電機・蓄電池等）を所有しているか。
また、**稼働時間の見込み**はどのくらいか。
- (1-2) **購入電力の2系統受電**を実施しているか。
また、**2系統受電を実施している施設**はどこか。
- (1-3) **燃料補給に関する協定**を締結しているか。
また、協定を締結している場合の**相手先**はどこか。

◆地上放送に係る停電対策の基準

①予備電源の確保

放送設備は、通常受けている電力の供給に異常が生じた場合において放送の業務に著しい支障を及ぼさないよう自家用発電機又は蓄電池の設置その他これに準ずる措置が講じられていること。

【措置例】

- ・非常用電源として自家用発電装置又は蓄電池装置を設置し、切替え可能にする措置
- ・自家用発電装置及び蓄電池装置を設置する措置
- ・購入電力を2系統受電とする措置
- ・大規模災害時における広域・長時間の停電対策として、移動式の電源設備を保守拠点、保守委託先等に配備する措置又は複数の事業者で共同配備する措置
- ・商用電源の異常時において、放送の円滑な継続のため直ちにかつ確実に非常用電源に切り替えるための保護継電器を設置する措置

②発電機の燃料の確保

自家用発電機の設置又は移動式の電源設備の配備を行う場合には、それらに使用される燃料について、必要な量の備蓄又は補給手段の確保に努めること。

【措置例】

- ・自家用発電機の燃料を電力供給が復旧するまでに必要な容量とする措置（例えば、テレビジョン放送及び中波放送の親局に係る放送局の送信設備の自家用発電機について、電力供給が復旧するまで停電後1日程度要すると想定した場合、その間放送を継続するために必要な量の燃料を確保する。なお、確実に燃料補給が行われる場合や予備送信所が使用可能な場合などは、この限りではない。）
- ・定期的に燃料備蓄状況の確認及び補給を実施する措置
- ・近隣の給油所等と燃料補給の契約をする措置

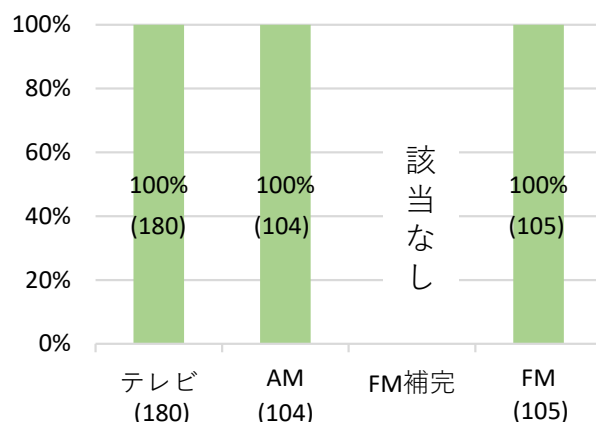
※
上
記
①
②
と
も
【
基
準
の
義
務
づ
け
】

	番組送出設備 (演奏所)	放送局の送信設備（送信所）		
		親局	プラン局	その他の中継局
テレビ	○	○	○	○
AM	○	○	○	○
FM (FM補完を含む)	○	○	—	—

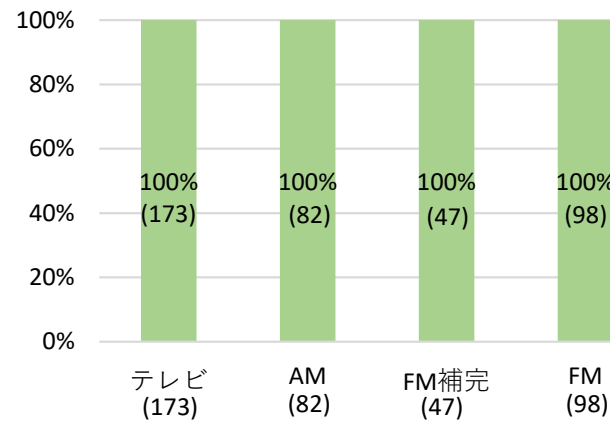
(1-1) ①予備電源（演奏所・親局・プラン局）

- 全放送事業者の演奏所・親局・プラン局において、予備電源（自家用発電機、蓄電池、又はその両方）を設置している。
- 全ての施設の9割以上において、24時間以上の稼働時間を見込んでいる（48時間以上の場合でも8割程度）。
- 自家用発電機については、自ら所有していない場合でも、演奏所であれば入居ビルの自家用発電機を、親局であれば共建相手が所有する自家用発電機を利用可能。
- また、自家用発電機については、全ての放送事業者が定期的な機能確認を実施している。定期的な燃料備蓄量の確認や燃料補給は、実施していない放送事業者も存在した。
- 蓄電池については、稼働時間が6時間以下のものが9割を占めた。自家用発電機と併用せず、単独で設置している場合は、限られた稼働時間で適切な対応が可能か検証し、必要に応じて長時間化や可搬型発電機による対応が望まれる。

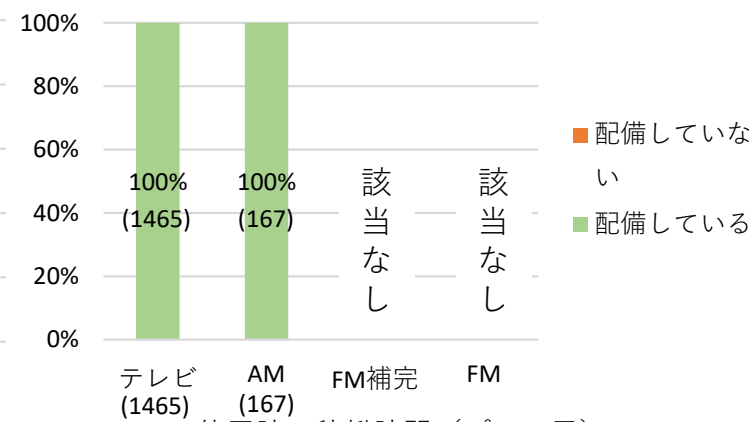
グラフ1 予備電源の所有状況（演奏所）



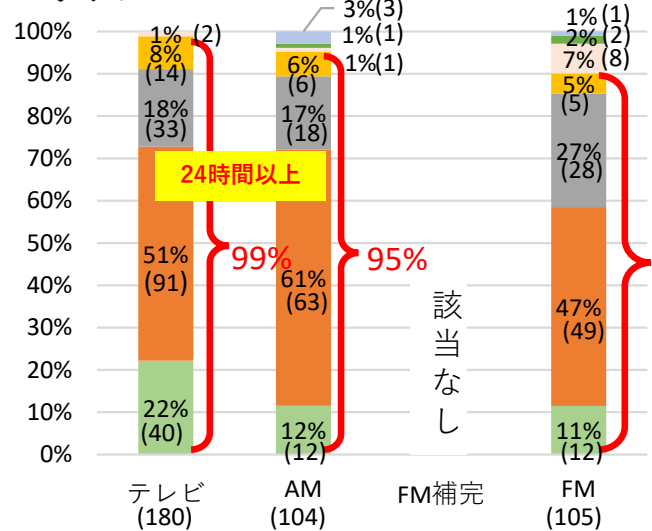
グラフ2 予備電源の配備状況（親局）



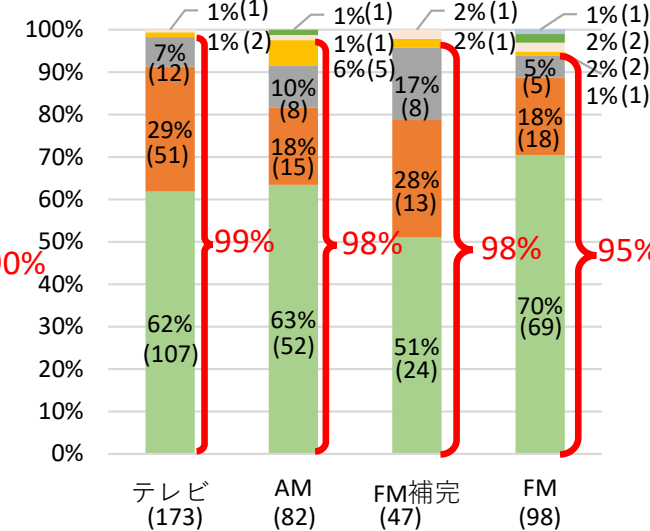
グラフ3 予備電源の配備状況（プラン局）



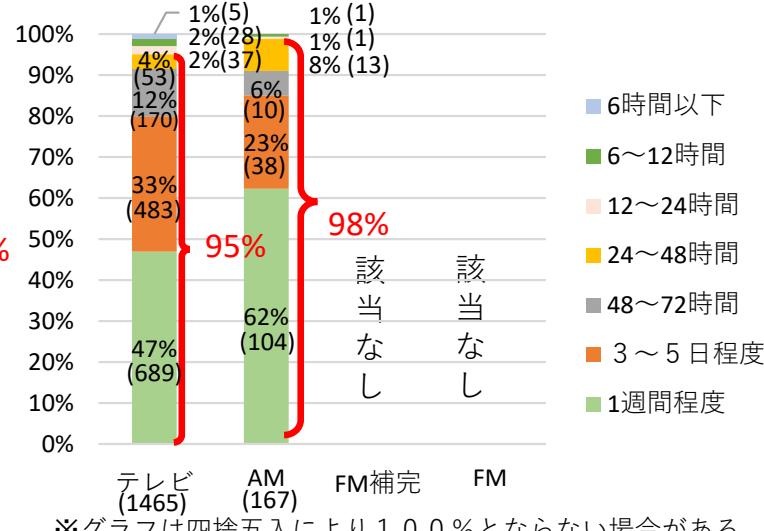
グラフ4 停電時の稼働時間（演奏所）



グラフ5 停電時の稼働時間（親局）



グラフ6 停電時の稼働時間（プラン局）

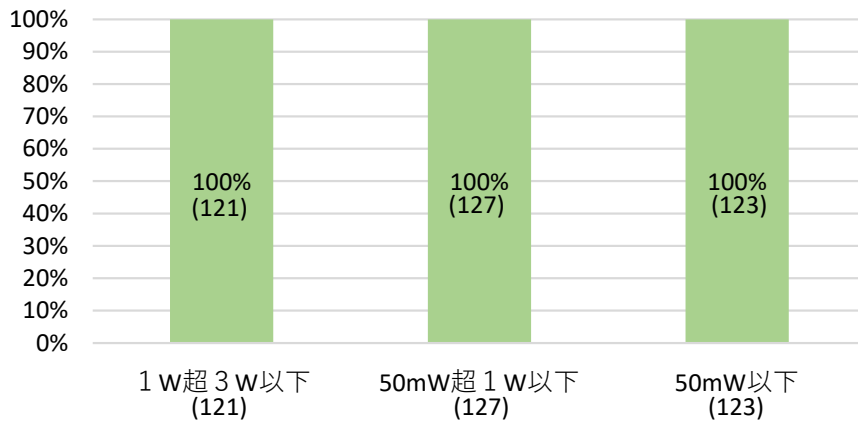


※グラフは四捨五入により100%とならない場合がある

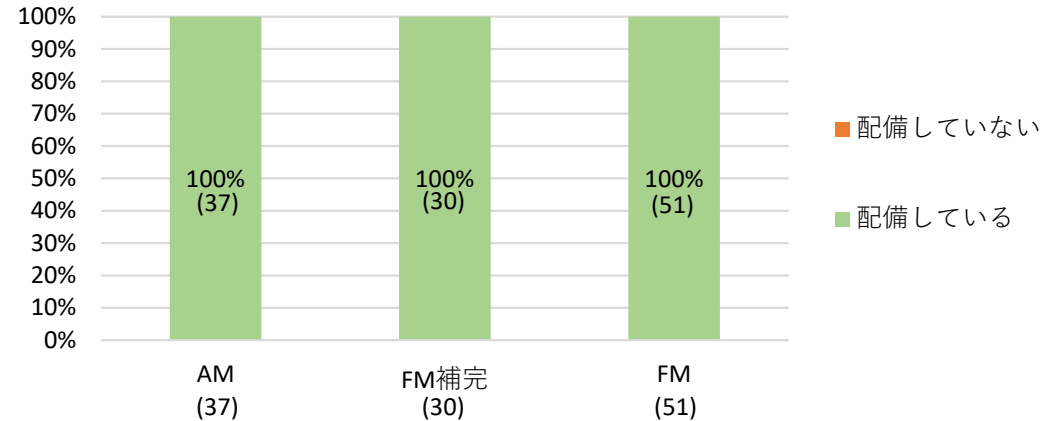
(1-1) ②予備電源（その他の中継局）

- 全ての「その他の中継局」について、予備電源が配備されている。
- 稼働時間については、テレビでは空中線電力が50mWを超える中継局においては、24時間以上稼働可能と回答した事業者が5割以上を占めているが、50mW以下の中継局では12時間程度の稼働であるとの回答が多かった。
- ラジオでは、24時間以上稼働可能と回答した事業者が5割以上を占め、そのうちFM補完、FMでは8割近い事業者が24時間以上稼働可能と回答した。

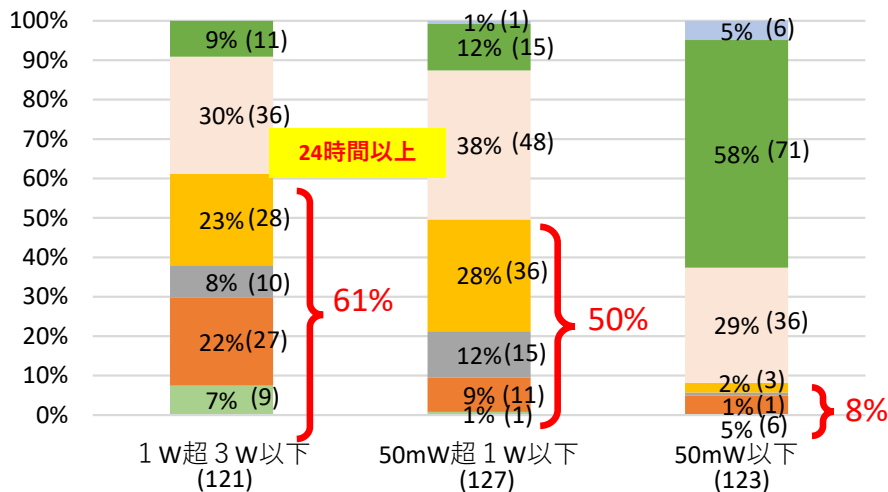
グラフ1 予備電源の配備状況（テレビ）



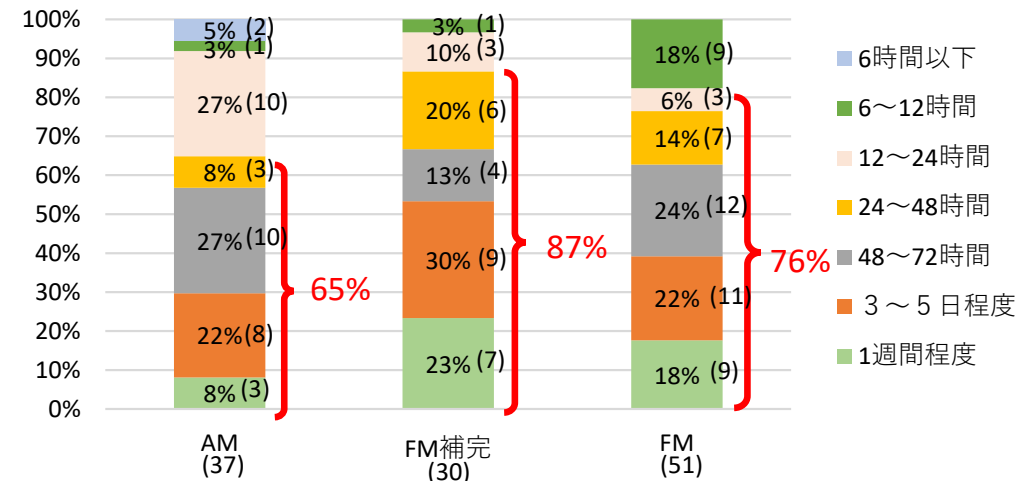
グラフ2 予備電源の配備状況（ラジオ）



グラフ3 停電時の稼働時間（テレビ）



グラフ4 停電時の稼働時間（ラジオ）

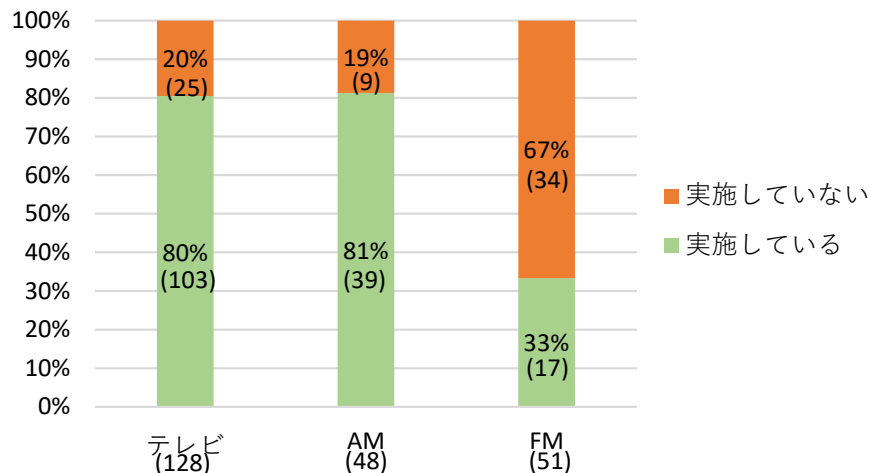


※グラフは四捨五入により100%とならない場合がある。
※停電時の稼働時間については各事業者で最も近いものを回答するよう求めた。

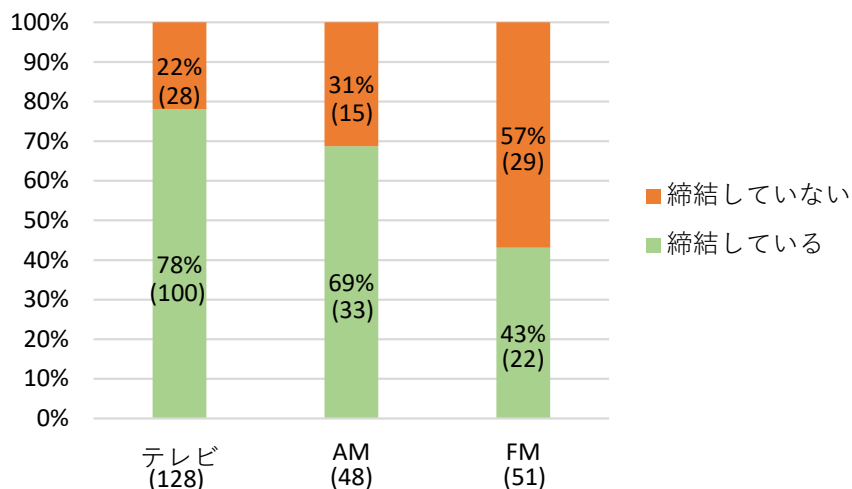
(1-2) 2系統受電 (1-3) 燃料補給協定

- 購入電力の2系統受電（電源の2ルート化）については、テレビ、AMでは8割程度、FMでは4割程度の放送事業者が実施しており、演奏所や親局を2ルート化しているものが多い。
- 燃料補給協定を締結している放送事業者は、テレビは8割程度、AMは7割程度であり、FMは5割であった。
- 燃料補給に関する協定の締結に向けたより一層の対応が期待される。

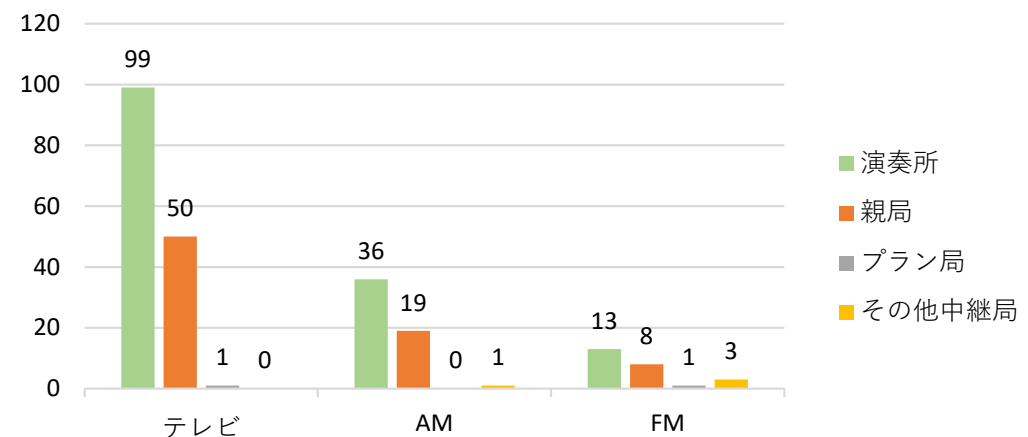
グラフ1 購入電力の2系統受電



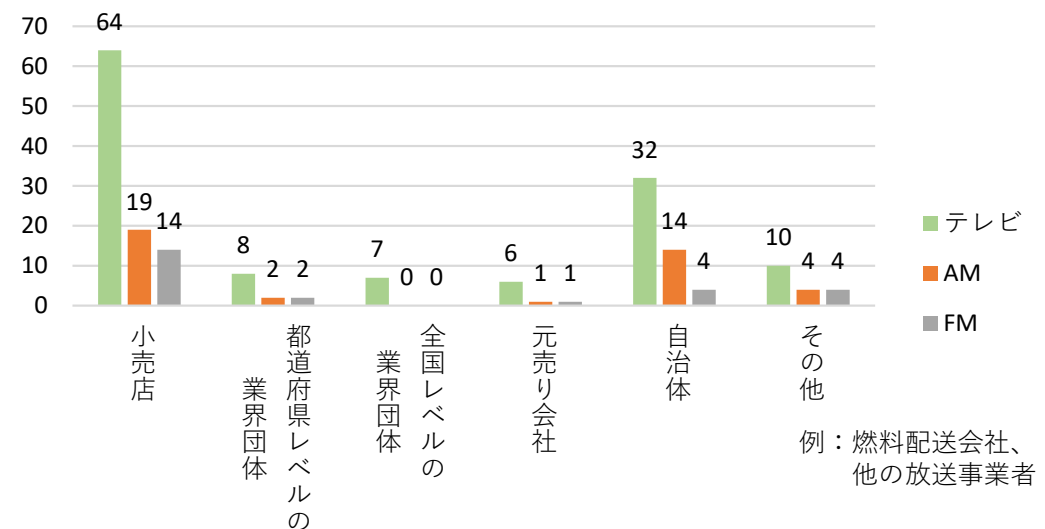
グラフ3 燃料補給に関する協定の締結について



グラフ2 2系統受電を実施している施設（複数回答可）



グラフ4 協定の相手方（複数回答可）



(2) 地震対策の状況

主な質問事項

(2-1) 「演奏所・親局・プラン局」における「局舎」及び「鉄塔」の耐震性

(2-2) 「その他の中継局」における「局舎」及び「鉄塔」(*)の耐震性

局舎：昭和56年6月1日以降に適用される建築基準法に基づく「新耐震基準」で建てられたか。

鉄塔：国土交通省作成の「通信鉄塔設計要領・同解説」及び「通信鉄塔・局舎耐震診断基準（案）・同解説」に照らして耐震性があることを確認しているか。

(*) 建築確認の対象となる15mを超える鉄塔を対象

※「局舎」とは送信機等の設置場所のことを、「鉄塔」とは空中線の設置場所のことを意図している。

◆地上放送に係る地震対策（放送設備を収容する建築物の強度）の基準

放送設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。

【措置例】

- ・ 所要の強度や耐久性を確保できるよう、放送設備を固定する天井面、壁面及び床面に補強材（フレーム、筋交い、鋼材等）を施す措置
- ・ 建物の構造を堅固なものとする措置（コンクリート造、鉄骨造、耐震設計等）

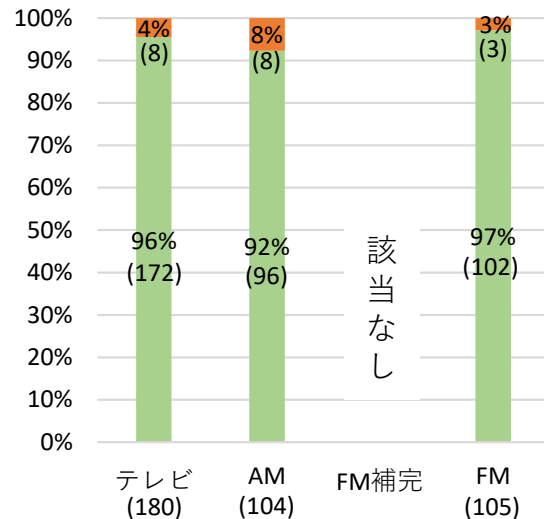
【基準の義務づけ】

	番組送出設備 (演奏所)	放送局の送信設備（送信所）		
		親局	プラン局	その他の中継局
テレビ	○	○	○	○
AM	○	○	○	○
FM（FM補完を含む）	○	○	—	○

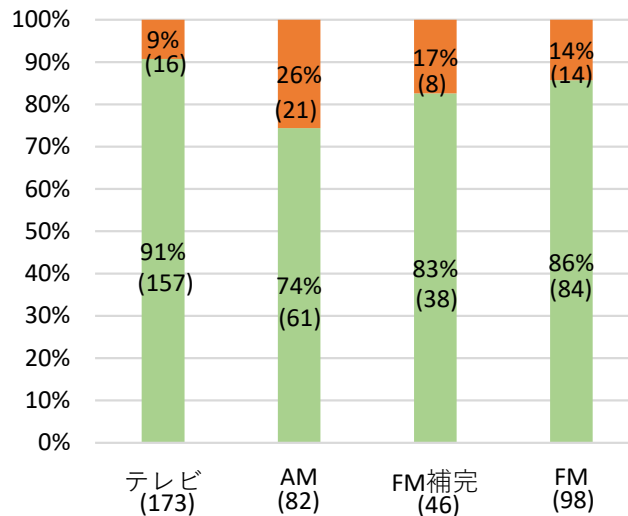
(2-1) 演奏所・親局・プラン局の耐震性

- 「局舎」については、全ての放送の演奏所において9割以上が、親局・プラン局において7割以上が、それぞれ新耐震基準を満たしている。
- 「鉄塔」については、テレビ・FM補完の親局においては7割程度が耐震性を満たしている。AM・FMの親局においては耐震性を確認している放送事業者は2割程度であった。また、プラン局の鉄塔に関しては、耐震性を確認できていない局の割合が多い。
- 必要に応じて、地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（補助金）を活用するなどして、耐震性の向上を図ることが望まれる。

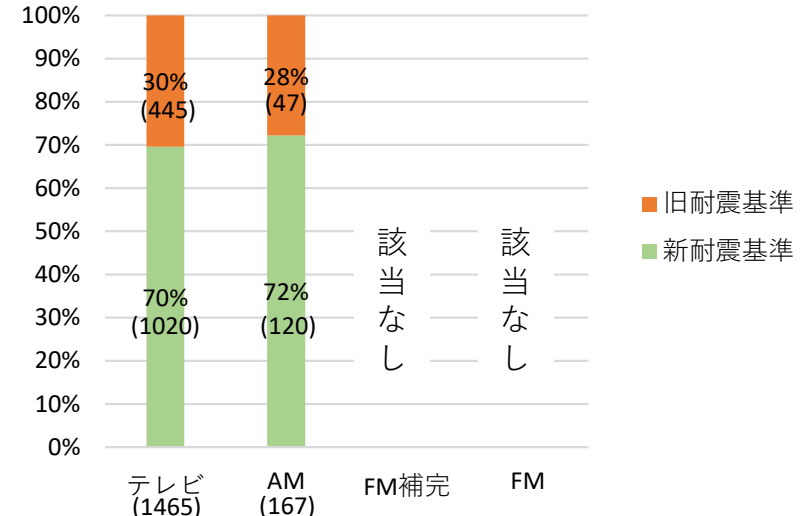
グラフ1 局舎の耐震基準（演奏所）



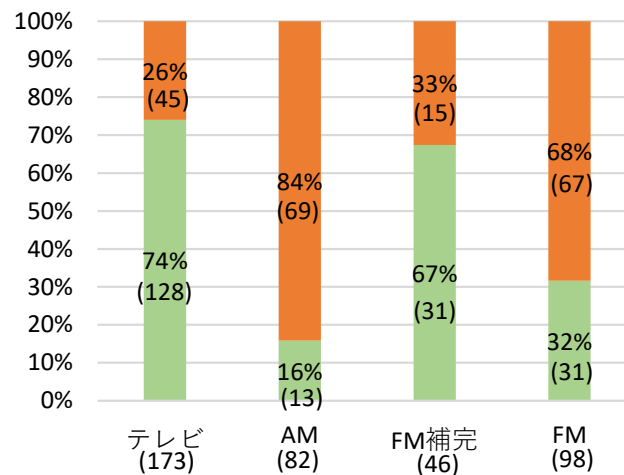
グラフ2 局舎の耐震基準（親局）



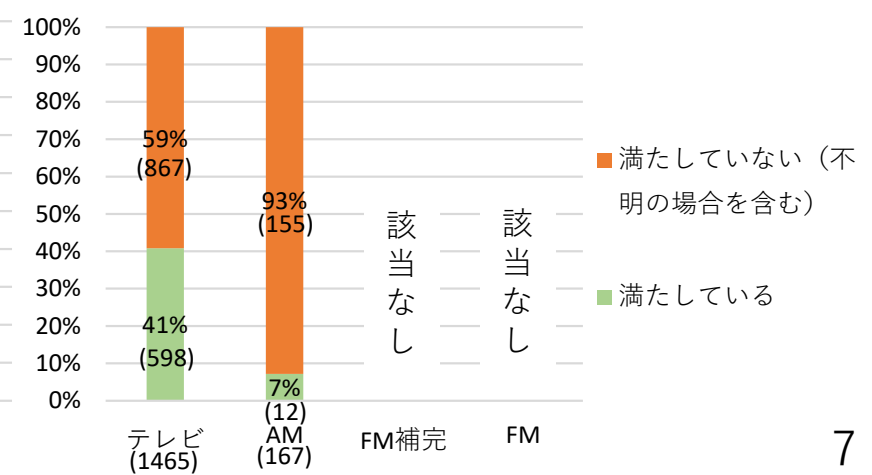
グラフ3 局舎の耐震基準（プラン局）



グラフ4 鉄塔の耐震性（親局）



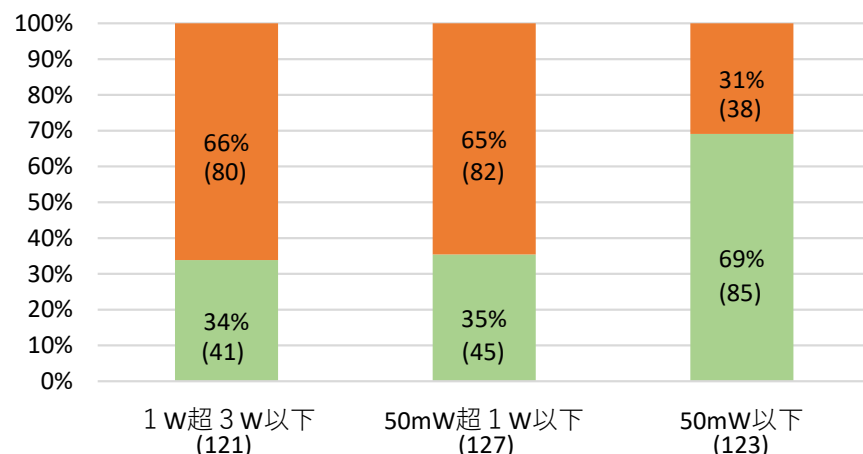
グラフ5 鉄塔の耐震性（プラン局）



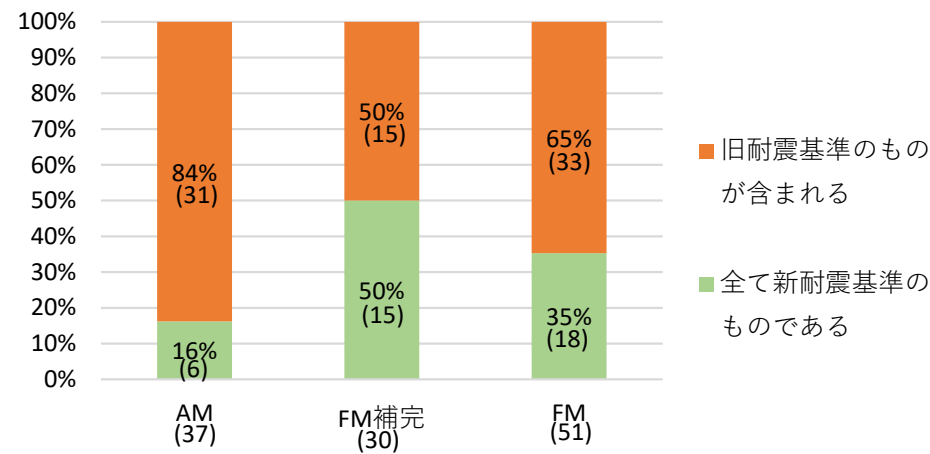
(2-2) その他の中継局の耐震性

- 「その他の中継局」の「局舎」の耐震性については、テレビでは、50mW以下の中継局に関して、7割程度の放送事業者が全て新耐震基準を満たしているとのことであり、50mWを超える中継局に関しては、4割程度であった。
- ラジオでも、FM補完では5割程度の放送事業者が全て新耐震基準を満たしているとの回答であった。AM・FMでは旧耐震基準のもの（新耐震基準に適合していることを確認していないものを含む）が含まれると回答する放送事業者の割合が比較的多い傾向にある。
- 「鉄塔」については、局舎の耐震性の確認と比較すると、全体として耐震性の確認が進んでいない。
- 必要に応じて、地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（補助金）を活用するなどして、耐震性の向上を図ることが望まれる。

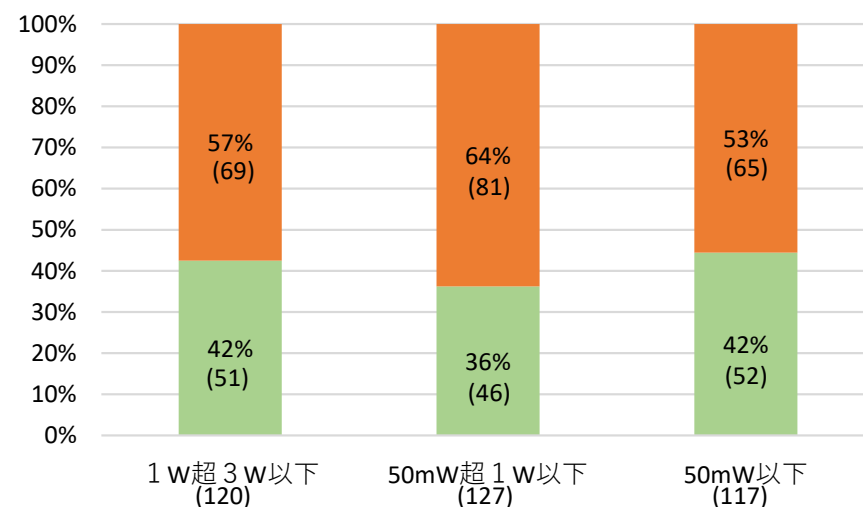
グラフ1 耐震性（テレビ局舎）



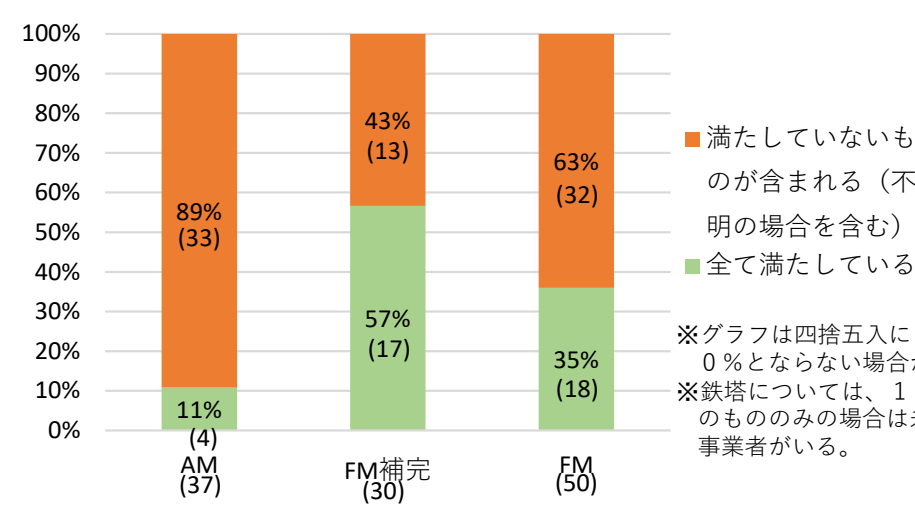
グラフ2 耐震性（ラジオ局舎）



グラフ3 耐震性（テレビ鉄塔）



グラフ4 耐震性（ラジオ鉄塔）



※グラフは四捨五入により100%とならない場合がある。
※鉄塔については、15m以下のもののみは未回答の事業者がいる。

(3) 浸水対策の状況

主な質問項目

- (3-1) 市町村が公表する**津波**のハザードマップにおいて**浸水想定区域に該当**しているか。
また、浸水想定区域に該当している場合、どのような浸水対策を行っているか。
- (3-2) 市町村が公表する**高潮・洪水等の水害**のハザードマップにおいて**浸水想定区域に該当**しているか。
また、浸水想定区域に該当している場合、どのような浸水対策を行っているか。

調査対象：親局・演奏所・プラン局を対象

◆地上放送に係る津波対策（空中線等への環境影響の防止）の基準

屋外に設置する空中線（給電線を含む。）及びその附属設備並びにこれらを支持し又は設置するための工作物は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものとなっていること。

【措置例】

- ・津波の影響を容易に受けないよう設置場所を選定する措置

【基準の義務づけ】	番組送出設備 (演奏所)	放送局の送信設備（送信所）		
		親局	プラン局	その他の中継局
テレビ	－	○	○	○
AM	－	○	○	○
FM（FM補完を含む）	－	○	－	○

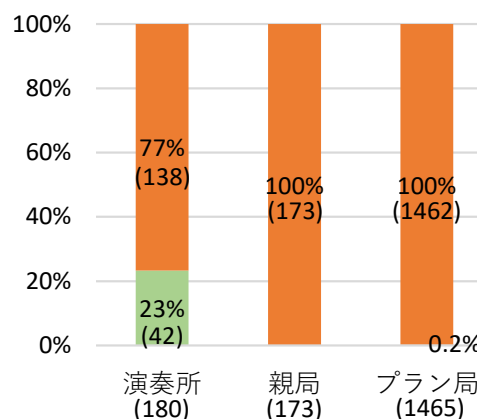
(3-1) (3-2) 浸水想定

- 市町村が公表するハザードマップにおいて津波浸水想定区域に該当すると回答した施設は、テレビ、AM、FMの演奏所でそれぞれ42局（23%）、27局（26%）、29局（28%）であった。
- 高潮・洪水等の津波以外の水害による浸水想定区域に該当すると回答した施設は、テレビ・AM・FMの演奏所は5割を超えた（107局、60局、58局）。これらに加え、AMでは親局の6割（51局）が該当した。

グラフ1

津波の浸水想定区域への該当性

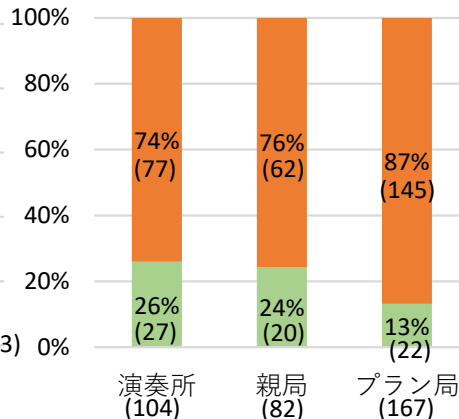
(テレビ)



グラフ2

津波の浸水想定区域への該当性

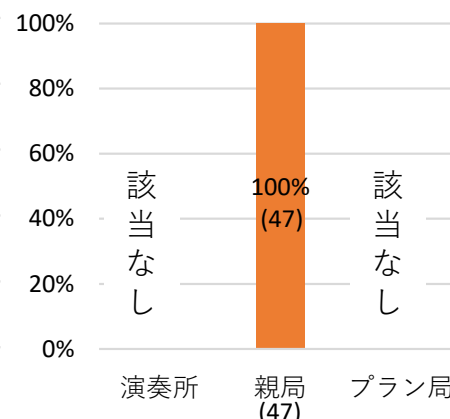
(AM)



グラフ3

津波の浸水想定区域への該当性

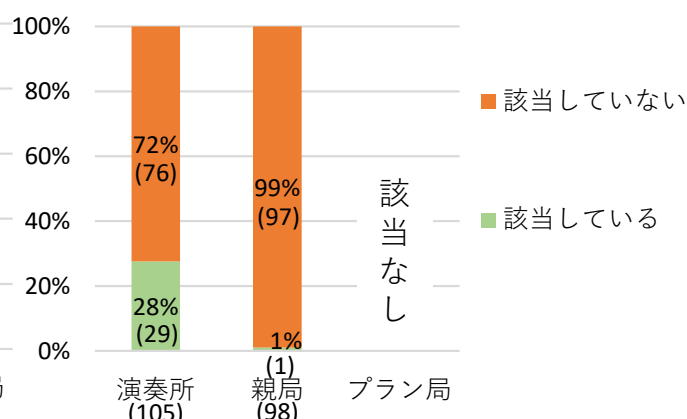
(FM補完)



グラフ4

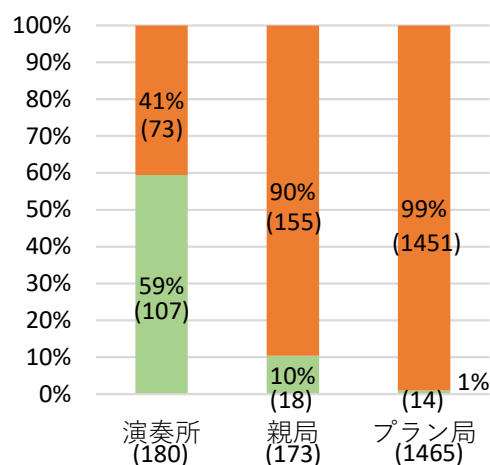
津波の浸水想定区域への該当性

(FM)



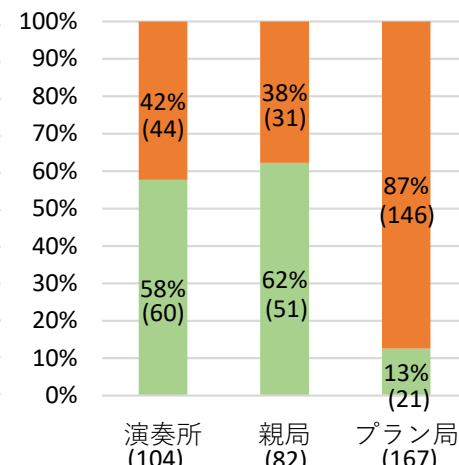
グラフ5

高潮・洪水等の水害の浸水想定区域への該当性 (テレビ)



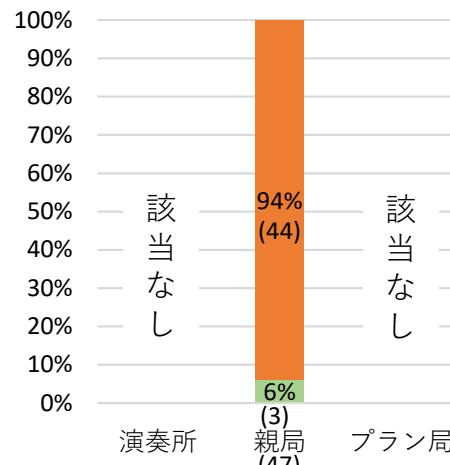
グラフ6

高潮・洪水等の水害の浸水想定区域への該当性 (AM)



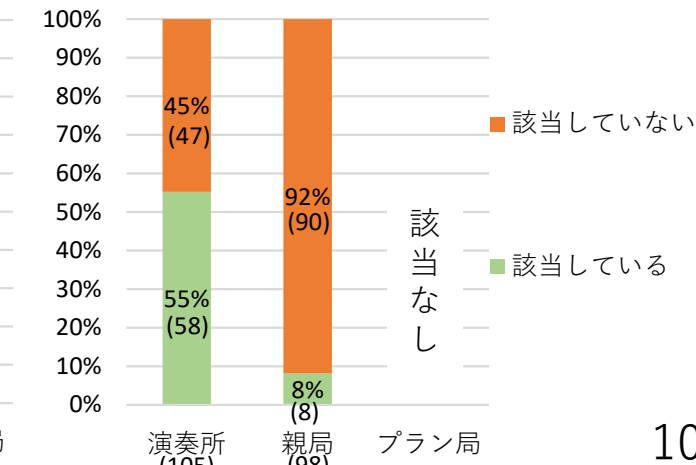
グラフ7

高潮・洪水等の水害の浸水想定区域への該当性 (FM補完)



グラフ8

高潮・洪水等の水害の浸水想定区域への該当性 (FM)



(3 - 1) (3 - 2) 浸水対策

- 浸水想定区域における具体的な浸水対策の内容としては、放送設備や電源設備の高層階への設置のほか、可搬型の非常用送信設備や非常用送信車による対応などが挙げられた。
- 今回の調査では浸水対策の適切性の検証までは行っておらず、また、調査期間後の令和7年3月31日に南海トラフ巨大地震の被害想定等が公表されたことを踏まえ、改めて被害想定等に即した浸水対策の確認等を実施していく必要がある。

■津波による浸水対策の事例

- ・ 放送設備や電源設備の高層階への設置
- ・ 止水板や土のう・水のう等の準備
- ・ 別送信所・可搬型非常用送信設備や非常用送信車による対応

■高潮・洪水等の水害による浸水対策の事例

- ・ 放送設備や電源設備の高層階への設置
- ・ 止水板や土のう・水のう等の準備
- ・ 別送信所・可搬型非常用送信設備や非常用送信車による対応
- ・ 防潮板の設置
- ・ かさ上げの実施

(4) 回線冗長化の状況

主な質問項目

(4-1) 「その他の中継局」における放送番組中継の通信経路の回線冗長化

※「親局」・「プラン局」については中継回線設備の冗長化が義務づけられているため対象外

◆地上放送に係る回線冗長化（予備機器）の基準

中継回線設備の機器は、その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その損壊等の発生時に当該予備の機器に速やかに切り替えられるようになっていること。

【措置例】

- ・局間回線を二重化構成とする措置
- ・中継回線設備を無線（又は有線）及び有線の2ルートで構成する措置
- ・中継回線設備における終端装置（光回線用端局装置等）について二重化構成をとり、いずれかに障害が発生してももう一方を使用して放送を継続する措置

予備の機器の設置又は配備等の措置は講じられないが、常時の放送に用いられる機器の損壊等の発生時に、その機器を使用せず別の機器構成により放送の業務を継続できること。

【措置例】

- ・中波放送、短波放送及び超短波放送の中継回線設備について、中継回線設備に障害が発生した場合、公衆回線（アナログ電話、ISDN、IP電話、携帯電話網）と音声変換装置（コーデック）等の組合せを利用して予備回線を構成する措置

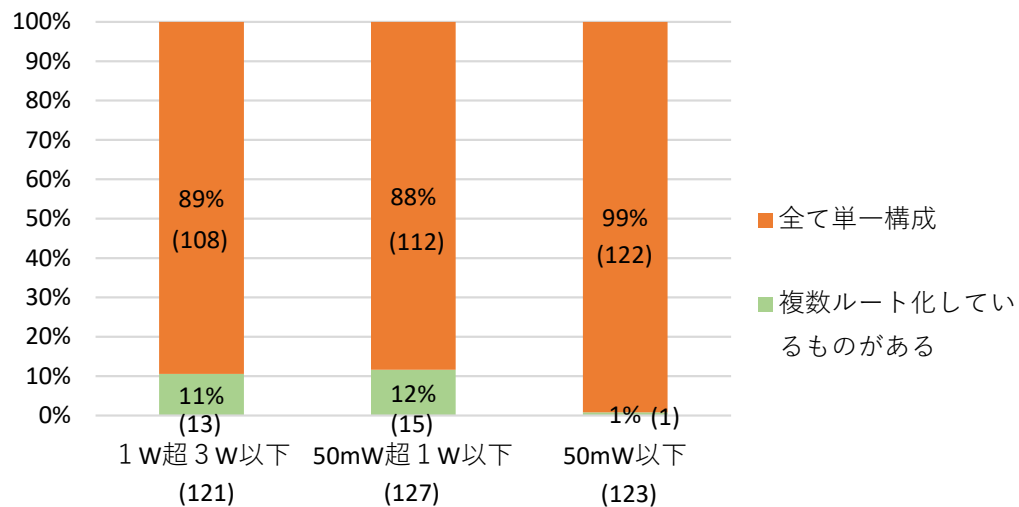
【基準の義務づけ】

	中継回線設備		
	親局	プラン局	その他の中継局
テレビ	○	○	—
AM	○	○	—
FM（FM補完を含む）	○	—	—

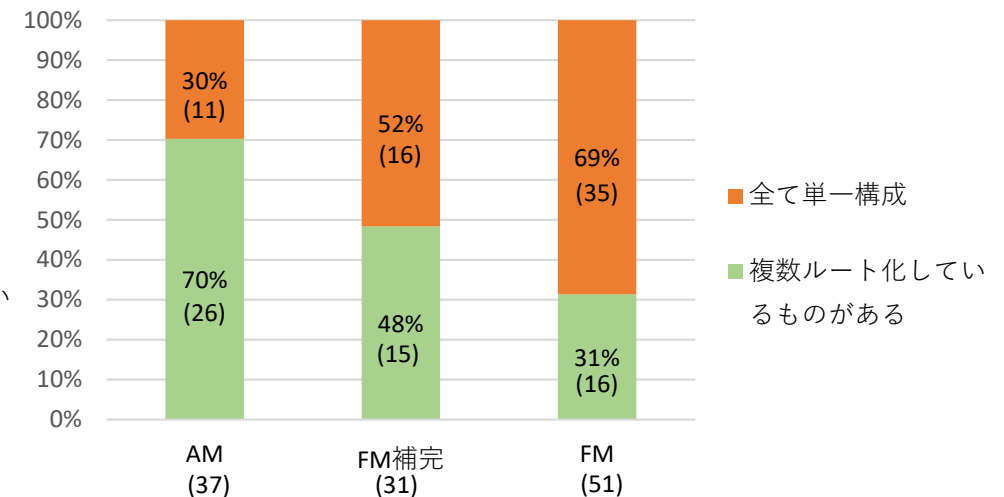
(4-1) その他の中継局の回線冗長化

- テレビでは、9割程度の放送事業者が、「その他の中継局」への送信に係る中継回線が単一構成であり、2重化は実施されていない。
- AM・FM補完では、5割以上の放送事業者が中継回線を複数ルート化しているものがあると回答しているが、FMでは全て単一構成の放送事業者が6割を超えており複数ルートの確保が難しい状況。
- 必要に応じて、地上基幹放送等に関する耐災害性強化支援事業（補助金）を活用するなどして、冗長化を図ることが望まれる。

グラフ1 番組中継に係る冗長経路（テレビ）



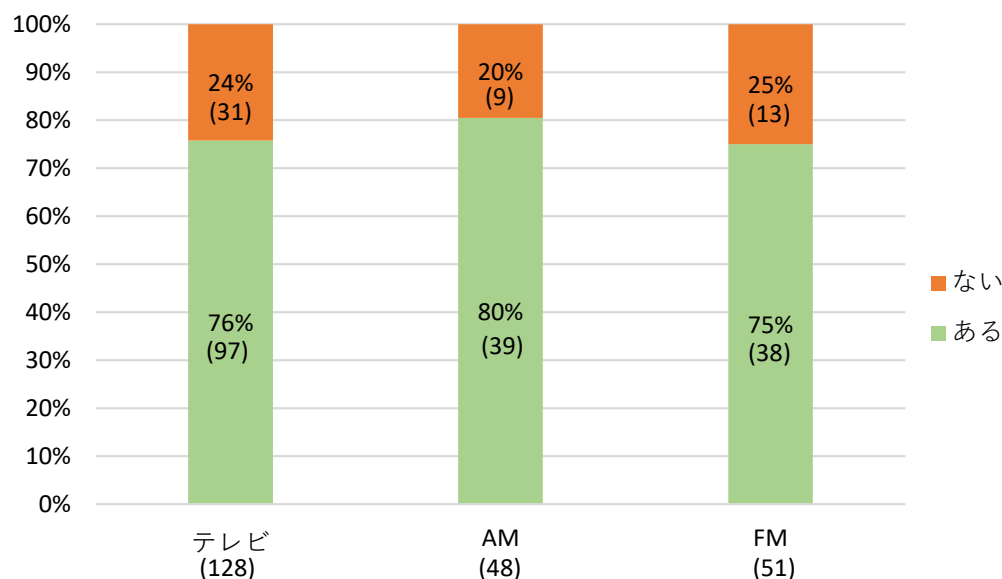
グラフ2 番組中継に係る冗長経路（ラジオ）



【参考】機能停止時における情報発信手段

- 災害等により放送の機能が停止した場合の情報発信手段（放送以外の手段を含む。）があるか確認を行ったところ、おおむね8割の放送事業者が情報発信手段があると回答した。
- 具体的な情報発信手段としては、HPやSNSを用いた周知や、TVer、Radiko等のインターネット配信が挙げられている。

グラフ1 放送の機能が停止した場合の情報発信手段



情報発信手段の具体的な事例

- ・ HPによる周知
- ・ SNSや自社アプリによる情報発信
- ・ TVer、Radiko、YouTube等のインターネット配信